

除染等業務を行う事業主・労働者のみなさまへ

満18歳に満たない者(年少者)の 除染等業務は禁止されています



【除染等業務とは】

除染特別地域又は汚染状況重点調査地域内における土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務又は特定汚染土壌等取扱業務をいう。

【関係法令】

◎労働基準法第62条（危険有害業務の就業制限）

第1項（略）

第2項 使用者は、満18歳に満たない者を、…有害放射線を発散する場所…における業務に就かせてはならない。

◎年少者労働基準規則第8条（年少者の就業制限の業務の範囲）

法第62条第1項…により満18歳に満たない者を就かせてはならない業務は次の各号に掲げるものとする。

（略）

35 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
（以下略）



年少者の就業が禁止されている業務

年少者規則第8条では、年少者の就業が禁止されている業務について規定しています。

除染等業務に類似する業務として

特定線量下業務

(除染特別地域等内における平均空間線量率が事故由来放射性物質により $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所において事業者が行う除染業務以外の業務) (第35号)

への年少者の就業も禁止されています。

また、震災復旧・復興工事に関連する業務として以下の業務への年少者の就業も禁止されています。

クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務 (第3号)

上記クレーン等の玉掛けの業務
(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く) (第10号)

土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務 (第23号)

高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務 (第24号)

足場の組立、解体又は変更の業務
(地上又は床上における補助作業の業務を除く) (第25号)

胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務 (第26号)

不明な点などがありましたら、福島労働局・最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください